

新発田市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅の取得若しくは賃借又は引越しに係る費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に、婚姻に伴い市内で住宅を取得し、又は賃借するために要した費用のうち、当該住宅に係る購入費（新築する場合の工事請負費を含み、既存住宅の改修及び増改築に係る費用を除く。）、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻に伴い市内に取得した住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新婚世帯の者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方が本市に住所を有し、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して市内に居住する意思があること。
 - (2) 夫婦の双方の婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。
 - (3) 夫婦の前年（4月から6月に申請する場合にあっては、前々年。以下同じ。）分の合計所得金額の合計額から前年に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の額を控除した額が400万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合にあっては、離職した者については前年分の所得がないものとして、合計所得金額を算出する。
 - (4) 夫婦の双方が市税（市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税）を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が過去にこの制度に基づく補助金の

交付を受けたことがあるときは、対象としない。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「新居」という。）は、婚姻に伴い取得し、又は賃借する住宅であって、申請日において夫婦の双方が当該住宅の所在地に住所を有するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新居に係る住居費及び引越費用とする。ただし、夫婦の一方が婚姻前に居住していた住宅に、婚姻を契機として他方が住所を移転した場合にあっては、夫婦の双方の住所が同一となった日以後に支払った費用のみを対象とする。

2 前項の補助対象経費に勤務先からの手当及びこの要綱による補助金以外の補助金等の支給に係る収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の婚姻日が確認できる書類（婚姻届受理証明書等）
- (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- (3) 夫婦の所得証明書（市区町村が発行する所得を証明するもの）
- (4) 夫婦の市区町村税の納税証明書（市区町村が発行する納税状況を証明するもの）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合）
- (6) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し（住宅を購入した場合）
- (7) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を新築した場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し（住宅を賃借した場合）
- (9) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用がある場合）
- (10) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (11) 同意書兼誓約書（様式第3号）
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補

助することが適当であると認めるときは、新発田市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、第8条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。